

令和5年11月20日

(一社) 日本経済団体連合会 御中

国税庁課税部課税総括課長  
山崎 博之

### 電子帳簿保存法に関する周知等の協力について（依頼）

平素より、税務行政につきまして深い御理解と多大な御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今般、電子帳簿保存法に関する以下の資料について、令和5年度税制改正の内容等を踏まえた改訂をいたしました。

つきましては、改訂内容について傘下各団体及び各会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

#### 【改訂資料一覧】

- ① 制度のパンフレット等（○令和6年1月1日からの取扱いに関するもの）
  - ・ 電子取引データの保存方法をご確認ください【令和6年1月以降用】（令和5年7月）
  - ・ はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存（電子帳簿等保存）【令和6年1月以降用】（令和5年7月）
  - ・ はじめませんか、書類のスキャナ保存【令和6年1月以降用】（令和5年7月）

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/08.htm>
- ② 優良な電子帳簿の要件のフローチャート

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/05.htm>

- ③ 令和5年度改正 電子帳簿保存法 Youtube 動画「国税庁動画チャンネル」（令和5年8月更新）掲載資料

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023007-095.pdf>

- ④ システム導入が難しくても大丈夫！！ 令和6年1月からの電子取引データの保存方法（令和5年11月）

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023011-012.pdf>

なお、電子帳簿保存法については、国税局・税務署においても、貴会をはじめとした各団体の御要望に応じて説明会等への講師派遣を実施しておりますので、御要望がございましたら最寄りの税務署へお気軽に御相談ください。

本協力依頼に関するお問合せ先

国税庁課税部課税総括課税務手続第二係 連絡先：03 - 3581 - 4161（代表）
--

(注) 資料の内容に関するお問合せは、国税局電話相談センター等に対応しており、上記お問合せ先ではお受けしていません。